

令和2年12月25日	公表
令和3年3月22日	変更
令和3年6月30日	変更
令和3年12月28日	変更
令和4年3月31日	変更
令和5年9月8日	変更

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第１項又は第30条第１項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第１項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第１項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね５年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも５年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１ まあじ」から「別紙１－６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙２－１ あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙２－26

めばる類島根県海域」までに、それぞれ定めるものとする。